

フランスでは、「家なし(sans-abri)」の人びとにに対する社会施策の指向性はすでに定められ、援助は着実に行われている。政治や社会が「何をすべきなのか?」は明確になっており、現行施策の問題点を是正しながら援助は整備されつつある。社会政策の戦略は、「家なし」を、「市民社会を崩壊させる経済の犠牲者」である失業者・極貧者・社会から排除された人びととみて、彼らの市民権(citoyenneté)を回復させ再び社会に参入(insertion)させることである。その第一歩として、現在の「家なし」へは、当面の「屋根」の確保としての宿泊施設とそこでの社会参入の準備(身体)

はじめに

フランスの「反排除法」にみる 「ホームレス」対策

都留民子

広島女子大学助教授

特集●都市とホームレス政策 VI

の衛生、健康回復、行政システムについての相談・指導)、そして所得保障や医療保障などの社会権の付与、職業訓練・職業資格取得実習・公的就労の提供、そして最終的には雇用の確保と適切で安定的な住宅への入居をすすめるというものである。同時に、「家なし」の予防として、家賃の滞納者・世帯に補助を行い、住居からの追い出し(expulsion)を回避させる措置も実行されている。

「家なし」に対する社会施策は、一九九〇年代に入ると顕著に発展し、着実に成果をあげている。

それは、路上に放置されている人びとは確實に減り、長期路上生活者はほとんどみられなくなっている点である。フランスでは五〇〇六〇万人のホームレスがいると無造作

(3) 働との関係がより希薄化することを意味している。

いわゆる「ホームレス」概念は、本稿でいう「野宿者」や東京都が用いている「路上生活者」より広い概念である。ここでは、狭い意味での野宿している人びとをいう。

(4) 島和博『現代日本の野宿生活者』学文社、一九九九年参考照。

(5) 社会構造研究会「あいりん地域日雇労働者調査」一九九七年三月。野宿生活の具体的様相について、同報告書による。なお、一九九六年調査の概要については、拙稿「日雇労働者の『野宿者』化と生活」「あいりん地域日雇労働者」を事例として『社会問題研究』第四八巻第二号一〇三~一二四号、一九九九年三月、「日雇労働者の『野宿者』化と社会福祉・社会保障」「社会政策学会誌」一九九九年七月刊行予定を参照されたい。

(6) 「読売新聞」一九九八年一一月一三日。

(7) あいりん地区日雇労働者に対する社会保障の特例措置については、佐藤清次「釜ヶ崎(あいりん地区)の概況と社会保障・社会福祉の現状」「福祉研究」日本福祉大学、No.80、一九九六年、上畠恵宣「日雇労働者と社会保障」第九六回社会政策学会要旨、一九九八年。

(8) 大阪市における生活保護の運用については、庄谷怜子「ホームレス対策根本的に」「読売新聞」一九九九年六月一日、嵯峨嘉子「戦後大阪における『住所不定者』対策」『読売新聞』一九九八年一一月一三日。

策について』大阪府立大学『社会問題研究』第四八巻第一号、一九九八年一二月、連合大阪あいりん地区問題研究会『日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』一九九八年一一月を参照されたい。

(9) 一九九九年六月二四日野宿生活者の社会的処遇の改善、「自立援助」を目的とした「釜ヶ崎支援機構(理事長・本田哲郎)がNPOの申請をした。

に書いてある文書を目にしたが、わが国のホームレスとは様相がちがう点にはふれていない。五〇万人という数は住所不定者、施設入所者、安ホテル居住者、寮生活の低賃金青年労働者、車中生活者（ジープシー）、独立する年齢になりながら失業のため親・友人宅の「居候」などを包括した「自治的な個人の住居のない人びと」の数である。パリでは、地下鉄などで物乞いをする人びとに出会うが、彼らもほとんどが夜は施設で寝泊りしており、失業中のため日中は公共の場で過ごしているのである。こうした人びとが住所不定者（SDF）、路上生活者（gen à la rue）——両者とも蔑称ではない——といわれている。「野宿」を余儀なくされるものも存在するが、彼らも夜間開放された地下鉄駅などで、当局から用意された簡易ベッドで就寝している。こうした野宿者の多くは、施設生活の拘束（早朝起床や門限厳守、人間関係など）を嫌い、野宿を「選択」した人びとである。社会扶助（公的扶助）による「家なし」の宿泊施設は全国で千カ所近く四万人弱の入所者がおり（母子寮、保健施設、そして緊急センター入所者を含めると今日六万五〇〇〇人）、そこでは大部屋雑居ではなく三～四人部屋が一般的になりつつある。また、生活保護受給、国の保険料の負担による疾病保険の加入のみならず、公的就労もすんでいるが（詳細は二一〔二〕を参照）、当然、施設生活で

は自由は制約される。昨冬の急な寒波の際には一七人が凍死したが、マスコミが連日大きく取り上げ、行政・社会福祉サービスは責任を問われ、「援助を拒否するものを職権で対処すべきか否か」との議論が沸騰した。ちなみに筆者は、広島において野宿者への「夜回り活動」に参加しているが、会はこの一～二月に三人の路上死を確認した。しかし、それはマスコミ、市民、行政の間でかえりみられるとはまったくなかつた。わが国の「ホームレス」が路上に長期放置され、多くが死をまつしかない日々を送っているという問題状況と、フランスの状況は大きく隔たっている。フランスでは、宿泊施設や「参入住居」（施設退所者などがノーマルな住居に入居するまでの一時的住居）等は全体として足りているといわれるよう、応急的な援助は普及している。しかし、施設退所後の一般的雇用の確保や適切な住居への入居については、施策が問題に追いついていない。そこで、昨年七月二九日には、この十数年来の諸法で「定められた諸権利を確実に実行する」ために「反排除基本法（Loi d'orientation relative à la lutte contre les exclusion）」が制定された。本文では、いまの問題状況を示しながら、それに「反排除法」がどのような施策で対応しようとしているのかを紹介する。

—「家なし」への社会施設 —民間団体のイニシアティブによる制度創設

「反排除法」の内容をみるとまことに、フランスの「家なし」対策は、民間の貧困者援助団体（通称「人道的アソシエーション」）のイニシアティブによって切り開かれ、彼らの強力な運動により施策化されてきたことをのべる。「反排除法」も、アソシエーションの粘り強い運動がなければ成立しなかつただろうし、法の内容についてもアソシエーションとの協議が行われた。

フランスでは戦後から七〇年代の半ばまでの「栄光の三十年」¹¹高度成長期には貧困は忘れられ、人道的アソシエーションが「流れにさからうように」社会の周辺で貧困者への援助活動を続けていた。しかし、石油ショック一による経済危機のなかで大衆的貧困が（再）発見され、そして経済成長期に遡っても貧困は解消されてはいなかつたことが明らかにされた。そして、「貧困・生活の不安定化は：不安定雇用と低賃金」という犠牲の上で生産性の向上を追いもとめる経済的発展と結び付いたもの（「パリ大学教授で代表的」社会福祉研究者アルファンダリ女史）、「（現在の）失業者は摩擦的なものではなく構造的な状況であり、新しい貧困・不安定は社会の周辺ではなくその中心で拡大再生産され

ている」（経済学者クレルク）ことが認識されるようになつてきた。

こうした現代的貧困と失業についての認識は、八〇年代には、青年失業者の「家なし」の出現と増加に直面して、さらに深められた。そして「家なし」対策は失業・貧困対策の一環としてすすめられることとなつた。八〇年代半ばには、人道的アソシエーションは、食料の配給だけでなく、失業者・「家なし」への生活相談、就職斡旋、無料診療、住宅の入居保証金の貸付けなどを拡げていたが、国や自治体は、こうした援助団体に補助金を支給するようになつた。また、宿泊施設を創設・運営していたアソシエーションは、施設内に作業場や職業訓練センターを併設し、さらに団体自身でアパートやホテルの部屋を借りて「家なし」の受け入れをすすめたが、こうした作業場やアパートの運営資金も社会扶助基金（公的扶助に関する国庫）の負担とさせていった。八八年には、稼働能力を理由として公的扶助が認められなかつた失業者とその家族に対する新しい生活保護（RMI）が創設されたが、「住所不定者」も福祉事務所やアソシエーションに名目的な住所登録さえすれば、最低限所得手当の受給権が開かれることとなつた。この失業者への最低限所得保障を地方自治体において実験的に施行させ、その成功をもつて全国レベルでの制度化を実現させたのも

極貧者支援アソシエーションであった。また九〇年には「家なし」・貧困者への住宅入居などを保障する諸措置を規定したベソン法を要求し、自分たちの支援活動を行う領域を拡げたのもアソシエーションである。しかし、アソシエーションが求めた政策は、こまぎれの諸施策ではなく、国家責任のもとで、雇用、住宅、医療、教育、収入などグローバルで、同時に実行される諸施策であり、そして貧困対策の遂行を監督し、目標に對してその成果を明らかにして最終的責任を負う専門の国家機関の創設であった。また諸施策の基本方向は、「家なし」・極貧者のみに對処する隔離的で彌縫的な施策ではなく、すべての人びとを対象に、漏れなく、市民として復権に足るだけの生活の最低限（ミニマム）を保障することであった。以上の諸要求は貧困・排除に抗する基本法の制定要求となり、大統領選挙を二カ月後にひかえた九五年三月には全国的なアソシエーション三〇団体が連帶組織「警告（Alerte）」を結成して、大キャンペーンを開いた。その結果、主要な大統領候補はすべて基本法の制定を公約に掲げたのである。「反排除法」は九七年五月に政権に返り咲いた社会党内閣のもとで作成されたが、九五年に選出されたシラク大統領と同じ政党の前保守政権のもとでも「社会的結合法案」として基本法は準備され議会での審議もはじまっていた（総選挙のため審議未了）。

二 「反排除基本法」における「家なし」援助

「反排除法」は、雇用、住宅、医療、市民権、債務対策、生活手段（社会給付など所得保障）、教育、文化・スポーツ・余暇、社会的緊急策（宿泊施設など）の広範囲にわたる諸施策と、そして「貧困・社会的排除施策国家監督局」の設置や各省間専門委員会の設置をその内容としている。法は一五九条からなり、すべてを紹介することは紙幅から不可能である。ここでは、雇用、住宅保障を中心とし、主要な（と思われる）諸施策をみていく。

なお、「反排除法」は「家なし」のみに対象限定した法ではなく、彼らを含む貧困者への包括的社会法であることには注意が必要である。前に述べたようにフランスでは「家なし」の明確な線引きは批判されており、あくまで貧困対策の一環として対処する方向が採られている。また、本法が「反貧困」ではなく「反排除」とされているのは、フランスでは「貧困」は長年、所得水準によつて測定されてきたため、その対策が所得保障だけに絞られることへの懸念を一つの理由として、「貧困」は「排除」と置き換えられるようになつてきているからである。

（一）現在の課題——「家なし」問題の概観

フランスの「家なし」の多くは、男性の単身者で二〇歳から三〇歳代前半の青年失業者であり、四〇歳以上のものは少数派である。問題状況も青年と中年以降では異なる。もつとも厳しい事態に陥っているのは二五歳未満の青年といわれる。これは、一六歳から二五歳の年齢層の失業率は二〇パーセントを超すが、職業経験のないものには失業扶助ではなく、またRMIは単身では二五歳から支給されるからである。また社会住宅（公的補助のある住宅）入居は、母子世帯や「家族もち」が優先されるため、青年では宿泊施設への滞留を余儀なくされている。しかし、青年では優先的に公的補助のある職業訓練実習や公的就労が開かれ、それをステップに早期に雇用を確保できるし、また親からの援助・家族との絆も切れておらず宿泊施設と実家での生活を繰り返すものも少なくない。ただし、フランスでは成人になれば、親とは同居せず独立するの自然とみられており、親への経済的依存は耐えがたい状況である。他方、四〇歳以上は一年または二年以上の長期失業者であり、失業扶助や生活保護で生活はなんとかなるが、再就職は困難であり、離婚などで家族は崩壊しており、住居入居後も社会関係の切断・孤立化がすんでいる。また、暴力、犯罪、麻薬・薬物依存などの問題も一部で指摘されるが、これは

未了）。「社会的結合法案」は財政手段が不十分、教育・文化政策がない等の批判が相次いだが、その内容についてはやはりアソシエーションと協議されていたし、その協議内容は「反排除法」にも引き継がれた。

「反排除法」が「社会的結合法案」の場合と異なるのは、まず、三年間で五二〇億フラン（＝約一兆二〇〇〇億円）内国庫三八〇億フラン、他は自治体と欧州社会基金負担）と財政的裏づけが強化されたことだが、その作成には市民ボランティアからなる人道的アソシエーションに加えて、「家なし」や失業者が自身が組織した当事者団体の運動も大きな影響を与えた点である。「家なし」の住宅要求団体は九〇年代当初から、社会住宅入居の集団申請とともに、世論の支持のもと、投機目的の空き家を占拠して、自治体による強制接收と、接收住宅への「家なし」の入居をすすめていた。さらに九七年一九八年冬には、失業者諸団体と「家なし」団体は、一部労組とも共同して、失業扶助や生活保護（RMI）などの大幅な引き上げを要求して職安、福祉事務所などを占拠した。オヴリ労働・厚生大臣は彼ら諸団体とはじめて正式に会談し、彼らの要求も考慮した「反排除法案」を早急に作成することを約束したのである。

何も「家なし」にかぎったことではなく、失業率が一二・八パーセントを占めるにいたつた現代フランス社会のかかえる悩みである。しかし、失業者、そして自己存在の物質的よりもどころである家がない人ひとでは、以上の脱社会的現象の合併・相乗的影響があらわれるのは当然である。ここから、「家なし」への援助は、単純な経済的問題から住居を喪失している層と、諸困難が累積している層の区分が必要であり、後者には給付・サービスとともにソーシャルワーカーなどの個別的支援（同伴活動）が強化されるべきであるといわれてきた。

(二) 雇用確保の方策

以上の問題状況に対して、「反排除法」の新しい雇用確保措置は、二五歳未満の青年失業者と長期失業者対策の強化である。今日、青年を中心に行なうべき政策の実現に基づいて就労しているが、新法は、一六歳から二五歳の青年で職業資格をもたず、経済的な困難、とくに住宅問題をかかえている青年を対象にして「青年のための雇用アクセス援助（TRACE）」を実行することとした。これは職安などを受け入れ窓口として、専任担当者が青年失業者を一八カ月継続して（更新も可）、職業教育、資格取得の実習などを実行させ、雇用を確保するまで個別的に援助を

長期失業者対策としては、自治体や公企業での「連帯雇用契約（CES）」などの公的就労の対象拡大と就労時間・期間の延長などである。CESなどの公的就労は一年から五年の臨時契約のパートタイム就労として、九五年現在四〇万人、とくに生活保護（RMI）受給者が優先され従事しているが、失業扶助受給者をここに含めるという措置である。報酬ある労働に従事していないという、失業扶助の受給条件は緩和されたわけである。なお、失業扶助は、失業保険が切れた後の、国庫による無拠出給付であり、失業保険受給者が一八〇万人に対して失業扶助は四八万人（配偶者・世帯員を含めると一二〇万人）が受給している。さ

「参入就労」は一般雇用（労働契約）にいたるまでの準備就労と位置づけられ、それに従事しているもの（現在五万人）は多様な契約で就労しており、労災・疾病保険の保障はあるが、法定最低賃金が適用されなかつたり、労働組合への加入も認められない契約もあつた。そして、「参入就労」の実績、つまり雇用確保にいたつたものは四割、職業資格取得は二割弱という状況であり、停滯的就労者の地位・生活保障が課題となつていていた。この状況に対しても「反排除法」では、国家と協定を結んだ事業体での就労者は、労働法上の被用者としての身分を与えた。「参入就労」による報酬と社会的ミニマムとの併給規定も前述のようにされた。

(三) 住宅保障の措置

住宅保障の措置は、第一には、ベソン法原則の再確認と、そこで規定された諸手段の強化である。ベソン法は、各県における住宅困窮者の住宅入居促進を具体化するプランの作成と、県の住宅特別基金による家賃滞納世帯への補助と、住宅入居資金などの給付・貸付けなどを義務づけた。九七年までの七年間で、すべての県がプランを作成して、基金が援助した世帯は七〇万にのぼり、内五〇万世帯が住居入居、または強制退去が回避できたといわれる。しかし、問

が必要だった場合は一二年間とする。接收住宅などの住宅困窮者への支給・賃貸組織は国、地方自治体、住宅公社、知事認可アソシエーションとされた。

本年一月一日から、以上の空き家への措置が実行されているが、アソシエーション連合体は「空き家への課税額が低く、その影響については限界がある。現時点では、この措置はシンボル的な意味で重要である。確固たる住宅市場が存在している都市において、貧困者の住居問題に対していざれにしても、現状で居住可能とされる五〇万戸の空き家が貧困者の賃貸住居へと転換しても、ベソン法の対象とけという意味でシンボル的な措置である」とのべている。社会住宅の建設という課題は「反排除法」でも先送りしており、早晚にその課題が日程にのぼらざるを得ないだろう。

(四) その他（生活保護、投票権など）

さて、わが国のホームレスへの社会施策の課題としては、まず、生活保護の支給があげられるが、すでにフランスでは、「住所不定者」・「家なし」の最低限所得はRMⅠによる保障が確立している（もちろんRMⅠは低所得・貧困者が対象）。制度創設当初の諸調査では、受給資格はありな

題は青年の「家なし」であり、県によつては「家族もち」的をしぶり、单身青年を入居希望者リストからはずす所がみられた。また、当該県での一定滞在を入居保障の条件にして、住宅を求めて来県したもの除外する県もあつた。そうした事態を開拓するため、「反排除法」は「県貧困者住宅プラン（P.D.A.L.P.D.）」と「住宅連帯基金（F.S.L.）」についての四つの平等基準を規定した。^①所得水準と、困難の程度と性格のみを基準とし、民間借家の住民、被用者や二五歳未満青年、国籍による差別の禁止、^②「準借家人（アソシエーションが借り受けたアパートなどの借家人）」への基金での補助の拡大、^③「当該県での居住」条件の削除・来県した人も居住者と同条件での入居支援を認め、^④単純に経済問題から住宅にアクセスできない層と、諸問題が合併している層にわけ後者にはソーシャルワーカーの同伴活動を実施する、という四つの基準である。

第二の主要な措置は、住宅供給の促進策である。社会住宅の不足を補うために民間空き家への課税を実行し、それを誘導手段として、「家なし」や住宅困窮者への賃貸住宅を増加させることと、もう一つは法人所有の地所、空き家を直接自治体が接收し、住宅困窮者に支給するという措置である。現在、フランスでは二二〇万戸の空き家があり、その四分の一が再活用できるといわれている。空き家には

高齢所有者が家賃の不払いの恐れから招かれたものもあるが、「多くは投機目的の結果であり、あるいは所有者の財産的利害を喪失するのではないか」という恐れから生じたものである（議会での法案説明）とみなしたうえでの措置である。空き家への課税、そして接收は、アソシエーションの長年の要求であったが、議会での多くの修正を経て、以下のような内容となつた。課税対象は二〇万人以上の都市で、住宅需給がアンバランスな（賃貸住宅数と需要者数の対比、そして現存の不動産の数からみてアブノーマルな空き家の数）コミューンにおける二年以上の空き家である。ただし、社会住宅、所得条件で支給される第三セクターの居住、セカンドハウス、外国居住者の空き家は課税対象から除外される。また、居住が可能となるには多額な改築費用を必要とするもの、再開発で解体が予定されているもの、適切な市場価格で賃貸や売却を望んでいるが相手がみつからない場合など所有者の意図と無関係な空き家の場合（基準は政令で規定）も課税は行わない。税額は、一年目は市場賃貸料の一〇パーセント、二年目は一二・五パーセント、三年目以降は一五パーセントである。

接收住居は、やはり住宅需給のアンバランスなコムユンにある一八カ月以上活用されていない法人所有のアパート地所と空き家で、接收期間は最大六年（多額な改築工事

がら「申請なし」のものは全体で一〇パーセント内外という漏減率が明らかにされていたが、所得調査だけで、また扶養義務も夫婦間と一八歳未満の子どもへの親の責任だけという支給条件のRMⅠは急速に普及し九八年六月一〇八万世帯、二〇〇万人強の受給者で保護率は三・五パーセントになつた。そして、受給者の一〇パーセントが適切な住宅に居住していないものの、うち四パーセント、四万人強が施設入所者またはアソシエーションに住所登録しているSDFという。ただし、宿泊施設などを転々とする「家なし」ではRMⅠ受給は断続的であり、また九五年冬に地下鉄駅で宿泊を余儀なくされた「家なし」の場合では六四パーセントが「現在受給なし」というパリ市役所の調査もある。しかし、この未受給問題はRMⅠ制度自体の課題ではなく、その解決は適切で安定的な住宅を提供するという住宅政策の課題であるし、実際そう指摘されている。RMⅠの問題としては、二五歳未満青年にも受給権を与えるか否かであるが、この問題についてはアソシエーション間で意見が大きく異なり（人生の出発点からの扶助生活は問題がある、青年には報酬ある就労を保障すべき等反対意見）、「反排除法」では拡大措置は採用されなかつた。

「家なし」への措置として「反排除法」で忘れてはならないのは、市民権の保障である。わが国の住民票にあたる

身分証明書は、R M I 方式（宿泊施設やアソシエーションへの住所登録）で国から交付されたが、今回、その手

続きを必要な費用（印紙）も国の負担となつた。重要なのは、「家なし」への投票権の付与であり、これも R M I 方式で実行されたこととなつた。しかし今後、選挙人名簿への登録、さらに投票権の行使という実際の場面において、R M I 同様、安定した住宅の保障という課題に直面せざるを得ないだろう。

また、「反排除法」では、貧困者支援アソシエーションの役割がさらに広がつた点も付け加えておく。アソシエーションは、行政の協力団体として法文で明記され、県の貧困施策にかかるプランとプログラム作成への参加、相談や決定機関、基金運営のメンバー、さらにはサービスの受け入れ窓口、そして支給者、仲裁・仲介者としての役割も獲得した。とくに、社会的住宅入居申請の受け付け機関、社会的住宅にアクセスできない申請者の嘆願を受理する仲裁委員会に席を確保した点、福祉事務所（C C A S）の運営委員会への障害者や高齢者団体などとともに貧困者の代表としての参加、そして「貧困・社会的排除施策国家監督局（O N P E S）」の下部（地域圏、県）組織にも加わり、施策の評価と毎年の監査報告書の作成にも加わることとなつた。

最後に

フランスにおける「家なし」問題の解決のためには、失業問題の解決・雇用確保と住宅保障がカギであるといわれる。そして施策が期待されただけの効果を奏していないのも、この二つの領域である。公的就労などの拡大は、雇用の創出ではなく、かぎられた雇用の奪うものではないかとの批判もあり、「反排除法」に先立つ一九八八年五月には、雇用創出（ワークシエアリング）を目的とする「週三五時間労働法」が制定された。しかし、賃金のあり方は労使協定にゆだねられており、賃金の引き下げになれば残業は拡がり、雇用創出は暗礁にのり上げるだろう。

こうした状況のため、住宅保障の実行は急務である。人は仕事がなくとも生存・生活は維持しなければならず、尊厳ある生活には適切な住居が不可欠だからである。また「家なし」の人びとへの社会的諸権利は拡大したが、安定した住居に住んでいなければ、その権利は絵にかいた餅になることは、すでにのべたとおりである。政府の審議会・経済社会評議会は、九五年七月に採択した報告書「極貧に対する公的施策の評価」において、社会住宅などへの国・自治体予算は国内総生産比率では低下している（八三年一二・一パーセント、九一年一・八パーセント）とその住宅政策を強く批判した。

再度、社会住宅などの増設という根本策にもどらざるを得なくなつてゐる。

ともあれ、人道的アソシエーション、失業者・「家なし」団体は、世論の後押しを得ながら「反排除法」で与えられた手段・武器を十分活用しながら、同時に法の限界を明らかにして施策の改善に取り組んでいくだろう。「家なし」が権利を完全にもつた、つまり尊厳ある市民として社会に再参入する」とは単純・簡単ではないが、この二〇年来の諸団体の活動・運動をみても、この目標は放棄されることはない、と思う。なお、この六月には、従来別立てであった貧困者の疾病保険を廃止し、彼らを、国の抛出で民間被用者と同じ疾病保険に加入させ、加えて自己負担なども免除する「普遍的医療保障法」が国民議会において採択された。「家なし」を含め六〇〇万人の新たなカヴァーを予定している、この医療平等化の法は近々上院でも採択され、公布されるようである。

（注）

フランスの「家なし」の属性とその増加の背景、「反排除法」以前の施策とその効果は都留民子「フランスの『ホームレス』対策」

ムレス】問題と社会施策】「社会政策学会誌」第一号（社会政策学会年報通巻四三集）、御茶の水書房、「一九九九年六月を参照していただきたい」。フランスの「家なし」についての調査、研究書などを基本的文献も提示していく。
 「反排除法」¹ *Loi n°98-657 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions*, Journal Officiel de la République Française du 31 juillet 1998. その諸措置の解説として国民議会の報告書：Assemblée nationale n°1062, *Rapport d'information par la mission d'information commune sur la prévention et la lutte sur la loi d'orientation relative à la lutte contre les exclusions*, septembre 1998. 社会保障・社会福祉情報週刊誌 *Actualités Sociales Hebdomadaires (ASH)* の関連記事、アソシエーション連合組織「警笛 (Alerte)」の広報紙 *Presse de l'Alerte*、そして人道的アソシエーションとして最大組織のカトリック救済会 (Secours Catholique) の解説・検討文書 *Analyse et commentaires. Loi d'orientation relative à la lutte contre les exclusions*, octobre 1998、などを引用・参考した。